

政府調達の自主的措置に関する主なご意見・ご要望への回答

＜全分野共通＞

- 発注予定の具体的構想(資料招請時)、詳細仕様(意見招請時)等を早い段階で確認できることは、応札検討を行う上で望ましい。但し、意見に対する回答が理由もなく「現仕様書のままとする」とされる場合があることについては改善頂きたい。

(政府回答)

資料招請や意見招請に対していただいたご意見への回答については、必要に応じて各調達機関ホームページ等で公表するなど、円滑な調達の実現に向けて各省において取り組んでいるところです。

なお、個別の調達案件につき、ご意見等ございましたら、各調達機関窓口までお問い合わせ下さい。

＜個々の調達案件に関する情報提供方法の利便性等＞

- 機関ごとに資格登録や告知段取りが異なり、定期的に意識して探す必要がある。RSS 等で登録品目に対するプッシュ型の告知機能があると助かります。

(政府回答)

各省庁が電子調達システムを利用して行った国の物品・役務の調達については、調達ポータルにおいて確認することができます。

RSS 等のプッシュ型通知機能のご要望については、今後の機能改修の参考にさせていただきます。

今後においても引き続き、より利便性の高い情報提供を推進してまいります。

なお、個別の調達案件につき、ご意見等ございましたら、各調達機関窓口までお気軽にお問い合わせ下さい。

＜苦情処理制度活用の検討＞

- 苦情が採用され、落札できたとしても、調達機関との間のわだかまりが容易に解消されるものではなく、その中でのプロジェクト推進は難しいものとなる恐れがあります。また、苦情申立てを行った場合に、その後、相手方や他の調達機関から不利益な扱いを受けるのではないかと懸念しています。

(政府回答)

政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図るため、政府は政府調達苦情検討委員会を設置し、政府調達における苦情の受付・処理体制を整備しています。

政府調達苦情検討委員会は、WTO政府調達協定が求めている、苦情申立ての対象である

調達に係る調達機関から独立した公平な行政当局に設置された機関です。構成員は、申し立てられた苦情に関して利害関係を有しない有識者であり、外部からの影響を受けずに苦情の検討に当たります。

また、苦情処理制度を活用した事業者を調達機関が商売上不利な立場におくことは、同協定に違反することとなることから、政府としても同協定を遵守すべく、調達機関に対して指導の徹底を図っているところです。

＜「情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」による政府の取組み＞

- 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に関しては、有効な取組と考えられるが、実運用が各府省、各案件に委ねられ、その深さも異なるように見受けられる。層別（例えば情報システムの規模別等）の適用基準を設ける等されてははいかがでしょうか。

（政府回答）

政府情報システムには多種多様な情報システムが含まれており、各情報システムが支えるサービス・業務内容も多種多様となります。また、サービス・業務の根拠となる法令、情報システム上で取り扱う情報やステークホルダーも多種多様となります。以上から、金額規模等の一律な基準で層別に分けること自体が困難な状況にあります。なお、政府情報システムの整備や運用について、ITマネジメントという観点では個々のプロジェクトを管理する組織（PJMO）が主体となりますが、ITガバナンスという観点では各府省のデジタル統括責任者、副デジタル統括責任者、PMO等の体制を確立し、PJMOの管理や支援を行うこととしています。ITガバナンスとITマネジメントの観点を合わせて、標準ガイドラインに基づいた活動を推進しています。

＜その他＞

- 弊社は会社方針で、電子カード名義人を社長では無く、代理人の担当部長としている為、GEPS利用ができません。その為、理由を説明して、紙入札で参加しております。まず社長名義人電子カードありきでなく、紙委任状で代理人電子カードでGEPSを利用できる様にさせていただけないでしょうか。

（政府回答）

電子調達システム（GEPS）・調達ポータルにおいては、紙の委任状によるサービスの利用はできませんが、代理人が委任関係を証明できる電子証明書を用いた利用を可能とする開発を現在行っており、令和6年中にサービス開始となる予定です。